

神 監 第 1 7 7 号
平成 1 8 年 9 月 1 9 日

D 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	白 井 洋 二
同	大 澤 和 士

藍那地区用地取得に関する住民監査請求について（通知）

平成 1 8 年 8 月 3 1 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については，下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 1 8 年 8 月 3 1 日付をもって受付けた住民監査請求書によると，請求の要旨は次のとおりである。

請求人らは，今年 6 月 30 日に S さんからもらった要望書にて，神戸市の神戸複合産業団地，文明博物館群構想事業等の土地買収に不正があることが判った。その土地は藍那集落入会地であり，入会権を持つ構成者の子孫である S さんが土地処分禁止の仮処分を裁判所におこし公示されていたにもかかわらず，神戸市は土地開発公社に業務委託し，土地購入を強行し，平成 7 年から 10 年に村財産である入会権の偽りの所有者代表 6 名に土地代金約 500 億円を支払い，藍那の山を削り，その土を海に運び埋め立てた。

入会権の一部をもつ S さんが土地を処分していないのだから，神戸市は入会権のすべては持たない代表に土地代金のすべてを支払ったことになり，その売買契約は公序良俗に反し無効である。亀岡市土地表層部等購入事件（京都地判平成 6 ・ 1 2 ・ 1 9 ）では，売買契約は公序良俗に反し無効であるとし，市長個人に対し損害賠償，第 3 セクターに不当利益利得の返還を命じた。

同じように，この土地契約は公正でなく違法であり，しかも，神戸市はその事情を知っているから，これを無効として，もっと正しい情報を元にした契約をすべきである。売買契約を無効として，土地と引き替えに代金の返還，登記抹消を求めるべきである。代金返還を求めない

場合には、土地代金 500 億円は市長に請求すべきである。

上記の違法は財務会計上のものであり、法解釈を誤った点について神戸市長及びこれらの手続に関与した職員全員に重大な過失少なくとも過失がある。したがって、市長の職にあった者個人が、前記代表者から返還されない損害の総額を、市に返還しなければならない。監査委員には、契約と損害の実態を丁寧に調査し、趣旨に添った適切な措置（契約の無効、代金の返還請求、登録抹消請求、怠る事実の確認、市長への賠償金請求）を講ずることを求める。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

従って、当該団体に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、当該団体に財産的損失を与えない、または与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまないものである。

本件請求についてみると、請求人は「神戸市が入会権のすべてを持たない代表に土地代金のすべてを支払ったことになるから、この土地の一部に当たる土地に神戸市は500億円もの代金を支払ったことになる。その売買契約は公序良俗に反し無効である。」「この土地契約は、公正ではなく、違法であり、しかも、神戸市はその事情を知っているから、これを無効として、もっと正しい情報を元にした契約をすべきである。売買契約を無効として、土地と引き替えに代金の返還、登記抹消を求めるべきである。」とし、市長は代金が返還されない損害の賠償を市に返還すべきと主張する。

しかし、そもそも売買契約が無効であるという判断は、請求人らが主張するのみで、何らそれを裏付ける司法判断等は証する書面においても提示されていない。さらに、同書面において、Sさんが「裁判が係属中」とする部分についても、対象の地番等、具体的な内容は明示されておらず、用地買収全体を無効とする根拠とは認められない。

よって、請求書と、証する書面を総合してみても、当該用地取得について、売買契約を無効とすべき根拠はなく、市に財産的損失が生じ、または生ずるおそれがあるものとは認められない。

(参 考)

たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(平成6.9.8最高裁判決)

よって、本件請求は、住民監査請求の要件を欠いているので受理することはできない。